

千葉市告示406号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年5月8日

千葉市長 熊谷俊人

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称 犢橋広尾町内会
- (2) 事務所 千葉市花見川区犢橋町1560
- (3) 代表者の氏名及び住所
長岡 聡明
千葉市花見川区犢橋町1560

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「山崎 叶雄」を「長岡 聡明」に改める。
- (2) 代表者の住所
「千葉市花見川区犢橋町976-12」を「千葉市花見川区犢橋町1560」に改める。
- (3) 主たる事務所の所在地
「千葉市花見川区犢橋町976-12」を「千葉市花見川区犢橋町1560」に改める。